

## 滋賀県醒井養鱒場指定管理者審査基準

選定基準 (条例第6条)	審査項目	審査内容	配点	
事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること(第1号関係)	公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	高齢者、子供および身体障害者への配慮等、県民への公平なサービスの提供が行われる内容となっているか	10	10
事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(第2号関係)	施設の設置目的および県が示した管理方針との整合性	事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか	5	40
	養鱒事業の内容が仕様書に示した基準を満たす内容となっているか	健全なニジマス、アマゴ、イワナ等の種卵、種苗、成魚を安定的、継続的に生産できる事業計画となっているか	10	
	サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	利用者数を増やすための方策は適切か	10	
		利用者等からのクレーム対応は適切か	5	
	施設の維持管理の内容、および実現可能性	施設管理、安全管理は適切か	10	
事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第3号関係)	事業実施にかかる経費の縮減	県が示した管理料参考額との比較	20	30
	維持管理の内容の適格性、実現可能性	収支計画の実現可能性はあるか	10	
事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(第4号関係)	安定的な運営が可能となる人的能力	職員等の体制は十分か	5	20
	安定的な運営が可能なる経理的基盤	事業者の財務状況は健全か	5	
	類似業務の運営実績	類似業務を良好に運営した実績はあるか	5	
	法令遵守	個人情報や情報公開など法令を遵守した運営となっているか	5	
合計			100	